



河南町男女共同参画

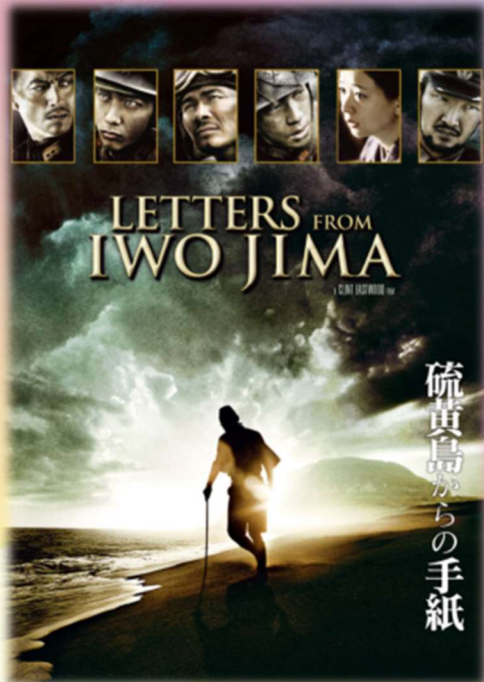
2025年8月

ニュース NO.79

【開催報告】

令和7年度

『平和を考える町民の集い』映画上映会



©2007 Warner Bros. Entertainment Inc. and DreamWorks LLC. All rights reserved. (上映時間 141 分)



令和7年8月24日(日)、「平和を考える町民の集い」では「硫黄島からの手紙」を上映致しました。
戦後80年となる節目の今年は、改めて平和の尊さを考える機会となりました。

考えよう！インターネットと人権

～あなたは、大丈夫？～

普段のインターネットの使い方を振り返ってみよう！

Check !

- ☐ SNS に投稿するとき、普段、人と話すときよりも、つい強い口調になる。
- ☐ グループで話すとき、みんなで一人をからかうことがある。
- ☐ 他の人に対する批判や自分の意見をよく書き込んでいる。
- ☐ 面白いと思った投稿や共感できる投稿を見つけたら、すぐに拡散している。
- ☐ 自分や他の人が写った写真や動画を日常的に投稿している。
- ☐ 自宅や学校、よく行く場所で撮った写真や動画を日常的に投稿している。
- ☐ 他の人が投稿した写真や動画を投稿者に確認せず他の SNS に投稿している。
- ☐ 冗談のつもりで、他の人やお店に関するうそや大げさな表現を含んだ投稿をしたことがある。
- ☐ インターネットで知り合った人に、自分の写真を送ったり、直接会ったりしたことがある。

ネットは便利！

ネットの便利な使い方

インターネットは、パソコンやスマートフォン、タブレットなどを使って簡単に利用できます。また、様々なアプリやSNSの活用により、コミュニケーションの輪が広がります。世界中のWEBサイトにアクセスできたり、遠く離れた人とも写真や動画を共有することができたりと、インターネットは世界中の様々な人やモノとつながることができるツールです。

勉強に 利用できる！

様々な学習に利用でき、
勉強の手助けをしてくれます。



楽しみが広がる！

漫画、ゲーム、映画、
投稿された動画などを
気楽に楽しめます。



障害のある人の 行動範囲が広がる！

メールの読み上げソフト
などは、障害のある人の
意思疎通にも役立てられて
います。

自分の意見や 作品を発表できる！

SNSなどを使い、
自分の意見や小説、漫画、
音楽、動画など、自由に発表
することができます。



インターネットと人権はどのように関係しているのでしょうか？

私たちの生活を豊かにしてくれるインターネットも、使い方を間違えると、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけとなったり、人を傷つける「凶器」にもなったりします。自由な表現が尊重される一方、守られるべき権利があることを忘れてはなりません。

◆ 身近に起こっているトラブルの事例です

1 ネットいじめ

インターネットは、いつでも友だちと SNS でやり取りができたり、瞬時に情報を発信・拡散できたりする、とても便利で、実生活と密接に関わるツールです。しかし、これらのツールを利用したインターネット上での「いじめ」が社会問題となっています。

2 著名人に対する誹謗中傷

当たり前のことですが、著名人も私たちと同じ人間です。自分に対する誹謗中傷を見れば、同じように傷つきます。「著名人だから我慢すべき」や「批判の意見を書いただけ」といった言い訳は通用しません。

3 個人情報の拡散

インターネット上に投稿した写真や動画から、写っている人の名前や住所、通っている学校や生活範囲などが、全く知らない人に知られてしまうケースが発生しています。事件やトラブルに巻き込まれないために、投稿の際には十分注意しなければなりません。

4 性犯罪・児童ポルノ・リベンジポルノ

SNS 等を経由して知り合った人により、トラブルに巻き込まれ、犯罪にまで発展してしまうケースもあります。被害者は長期間にわたり精神的苦痛を感じ、平穏な生活が脅かされています。

5 インターネットでの差別

インターネット上には、特定の国の出身者などに対する差別的な投稿も多く見られます。特定の民族を排斥する差別的な投稿を「ネットヘイト」といいます。

ネット被害から自分を守るために

正しい知識を身につけ、自分で自分の身を守りましょう。上記、トラブル事例から振り返ってみましょう。

SNS の使い方など、インターネット上でのやり取りについて、日ごろから家族や友人と話し合っておきましょう。

ネットいじめにあったときは、一人で悩まないで、信頼できる人に相談しましょう。

悪口や差別的な内容の投稿に対しては、コメントや拡散しないようにしましょう。

どんなに仲良しでも、自分の裸の写真などを送らないようにしましょう。

インターネット上で発信したり、他人の投稿をシェアする前に、それが誰かを傷つけたり、自分の身を危険にさらしたりする可能性がないかを、注意深く考えましょう。

自分の投稿が、意図していないところへ広がる危険があることを理解し、安易に写真や個人情報が分かるような投稿をしないようにしましょう。

インターネット上で知り合った人と会うときは、トラブルに巻き込まれるかもしれないこと、犯罪の被害に遭うかもしれないことを十分に考えましょう。



インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあわれた場合

解決策について相談したい

悩みや不安を聞いてほしい

「まもろうよ ころろ」(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro>

◎悩みや不安を抱えて困っている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。電話、メール、チャット、SNSなど、様々な方法による相談が可能です。

・解決策がわからない
・書き込みを削除したい

書き込んだ人に
賠償等を求めたい

・身の危険を感じる
・犯人を処罰してほしい

弁護士に相談
または 法テラス

<https://www.houterasu.or.jp>

最寄りの警察署や都道府県警察
本部のサイバー犯罪相談窓口

<https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html>

・まずアドバイスがほしい
・自分で迅速に削除依頼したい

・自分で削除依頼できない
・自分の代わりに削除要請してほしい

ネットトラブルの
専門家に相談したい

人権問題の専門機関に
相談したい

国の機関に
相談したい

民間機関に
相談したい

「違法・有害情報相談センター」
(総務省)



<https://www.ihaho.jp>



迅速な助言

- ◎相談者自身で行う**削除依頼の方法**などを**迅速にアドバイス**します。
- ◎インターネットに関する技術や制度等の**専門知識や経験**を有する相談員が対応
- ◎人権侵害に限らず、様々な事案に対して**幅広いアドバイスが可能**
- ◎インターネットで相談の受付や相談のやりとりを行います。

※削除要請ではなくアドバイスをを行う相談窓口です

「人権相談」
(法務省)



<https://www.jinken.go.jp>

「みんなの人権110番」
0570-003-110

削除要請・助言

- ◎相談者自身で行う**削除依頼の方法**などの**助言**に加え、**法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請**を行います。
- ◎削除要請は、**専門的知見を有する法務局が違法性を判断**した上で行います。
- ◎全国の法務局における面談のほか、電話やインターネットでも相談を行います(外国語にも対応)。

※違法性の判断に時間を要する場合があります

「誹謗中傷ホットライン」
(セーファーインターネット協会)



<https://www.saferinternet.or.jp/bullying>

プロバイダへの連絡

- ◎インターネット上の誹謗中傷について、連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに**各社の利用規約等**に沿った対応を促す連絡を行います。
- ◎インターネット企業有志によって運営されるセーファーインターネット協会(SIA)が運営しています。
- ◎インターネットで連絡を受け付け、やりとりはメールで行います。

※プロバイダへの連絡を行わない場合もあります



女性に対する暴力についての相談窓口



◎大阪府の配偶者暴力相談支援センター

❖女性相談センター

Tel. 06-6946-7890 (年間を通じて 24 時間対応)

Tel. 06-6949-6022 (平日 9:00~20:00・土日 9:00~17:00) *祝日・年末年始除く

Tel. 06-6949-6181 外国人専用(平日 9:00~17:30) *土日・祝日・年末年始除く

❖富田林子ども家庭センター

Tel. 0721-25-2065

月～金 9:00~17:45(土日・祝日・年末年始除く)

◎大阪府立男女共同参画・青少年センター (ドーンセンター)

電話相談

Tel. 06-6937-7800

火～金 16:00~20:00 土・日 10:00~16:00

面接相談 (予約制)

火～金 17:00~21:00 土・日 10:00~18:00(面接相談時間)
(相談時間 50 分)



女性弁護士による法律相談 (予約制)

●DV被害・性暴力被害に悩む女性のための相談
毎月(原則)第3木 14:00~16:00(面接相談時間)(相談時間 30 分)

●女性のための相談
偶数月(原則)第4木 14:00~16:00(面接相談時間)(相談時間 30 分)

※ 面接予約受付番号 06-6910-8588

火～金 13:30~18:00/18:45~21:00 } (面接予約受付時間)
土・日 9:30~13:00/13:45~18:00

※ 休室日

・毎週月曜日
・祝日(土日除く)
・年末年始

職場における セクシュアル・ ハラスメント相談

◎大阪府労働相談センター

Tel. 06-6946-2601 日常相談 月～金 9:00~12:15/13:00~18:00
(セクハラ・女性相談) (祝日・年末年始除く)

夜間相談 毎週 木 20:00 まで

(祝日の場合は翌日)(年末年始除く)

Tel. 06-6946-2600 第1・2・3・4火曜日、第1水曜日 14:00~17:00
(メンタルヘルス専門) (祝日除く)(相談時間 45 分)(要予約)

*医師、臨床心理士及び産業カウンセラーにて対応

学校におけるセクシュアル ・ハラスメント相談

◎すこやかホットライン Tel. 06-6607-7361(子どもからの相談) } 月～金 9:30~17:30

◎さわやかホットライン Tel. 06-6607-7362(保護者からの相談) } (祝日・年末年始除く)

◎すこやか教育相談 24 Tel. 0120-0-78310 24 時間対応 (平日の相談時間以外や土、日、祝)

性犯罪 被害相談

◎性犯罪被害 110 番(大阪府警察本部) Tel. 0120-548-110 もしくは #8103 24 時間対応

◎性暴力救援センター・大阪 SACHICO Tel. 072-330-0799 24 時間ホットライン

◎サチッコ(SAP 子どもサポートセンター) Tel. 06-6632-0699 月・水・金曜日 12:00~16:00
(祝日・年末年始除く)

ストーカー被害相談

◎ストーカー110番(大阪府警察本部) Tel. 06-6937-2110 24 時間対応

こころの電話相談

◎大阪府こころの健康総合センター(こころの電話相談) Tel. 06-6607-8814 月・火・木・金 9:30~17:00
(祝日・年末年始除く)

◎同 (若者専用電話相談・わかばちダイヤル) Tel. 06-6607-8814 水 9:30~17:00(祝日・年末年始除く)

その他

◎女性の人権ホットライン(大阪法務局) Tel. 0570-070-810 月～金 8:30~17:15(祝日・年末年始除く)

◎DV・セクハラ・性被害 無料電話相談(大阪弁護士会) Tel. 06-6364-6251 第2木 11:30~13:30(祝日・年末年始除く)

発行 2025年(令和7)年8月 [季刊]

発行者 河南町すこやか生活部人権男女共同社会室《住民生活課内》

〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6